

参考資料

- 国土審議会大都市圏政策ワーキングチーム中間取りまとめ(概要)
- 大都市圏制度の体系
- 首都圏整備計画(基本計画)の策定経緯
- 近畿圏整備計画の策定経緯
- 中部圏整備計画の策定経緯

大都市圏政策ワーキングチーム中間取りまとめ（概要）

1. 大都市圏の国際競争力の向上

- 我が国の大都市圏の国際競争力を向上させることは、国家戦略的観点から必要
- 世界的に見ても、成長を遂げている大都市圏においては、個々の都市政策だけではなく、広域的な計画（戦略）が策定され、国際競争力の強化を図っている

2. 今後の大都市圏政策のあるべき姿

- (1) 我が国の大都市圏政策の概要と果してきた役割
 - 昭和30年代以降、高度経済成長期における既成市街地等への人口・産業の過度の集中による外部不経済の防止
 - 時代の要請に対応した方針を示す大都市圏整備計画を策定し、その計画の進捗により大都市圏の秩序ある発展に貢献
 - 近郊緑地保全制度により広域的な緑地の保全に効果

(2) 今後の大都市圏政策のあるべき姿

- 広域自立・成長政策委員会でも指摘されているように、世界的な大競争に勝ち残っているのは、成長著しい広域的なブロックである「メガリージョン」
- 我が国の大都市圏が、大競争に勝ち抜く真のイノベーションセンター、スーパーメガリージョンを目指すとともに、成熟国家に見合った大都市圏の実現を目指す政策体系への転換が必要

3. これまでの大都市圏整備計画等の評価

(1) 計画の策定主体について

- 国の長期計画に基づいて各種計画が策定される片方向のスタイルは、現在の社会経済情勢にあわない

(2) 計画の見直しについて

- 10年程度の期間で人口フレーム等を設定し、計画期間途中の見直しに抑制的な計画スタイルでは、現在の社会経済の急速な変化に対応できない

(3) 成長管理型の計画体系について

- 主として成長管理の観点からの方針を示すことが主な目的であるが、制度創設当初とは大都市圏の開発を巡る状況が大きく変化

(4) 広域的な緑地の保全について

- 近郊緑地保全制度を活用し、大都市圏の緑地保全に効果。生物多様性などの新たな要請も踏まえ、引き続き広域的な緑地保全に取り組む必要

4. 大都市圏計画の目指すべき方向性

(1) 地域主権型の計画への転換

- 戦略策定に向けては、地域の多様な主体の提案を十分に踏まえるプロセスが必要
- 国が戦略を示すが、具体的な事業などは地域の多様な主体が主体的かつイノベーティブに推進する必要

(2) 機動的で弾力性のある計画への転換

- 社会経済情勢の急速な変化に対応するため、機動的で弾力性のある計画の見直しプロセスが必要
- 地域の多様な主体が全体最適を模索するダイナミズムの実現が可能となるよう機動的に見直していくスタイルに転換

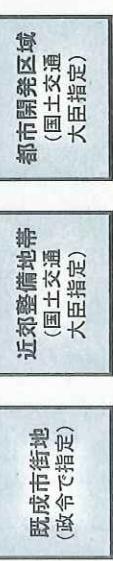
(3) ネガティブ・プランニングからポジティブ・プランニングへの転換

- 大都市圏の国際競争力を向上させるためには、関係者が戦略を共有し、地域の多様な主体の取組を誘発するスタンスへの転換が必要
- 従来の成長管理を重視したネガティブ・プランニングから、新たな創意工夫による取組を誘発するポジティブ・プランニングへ転換

大都市圏制度の体系

首都圏整備法(S31)

首都圏整備計画(国土交通大臣決定)



○工業等制限制度
・既市街地内の工業等制限区域において、工場、大学等の新増設を制限し、既成市街地への産業・人口の集中防護を図る

※平成14年廃止
・既市街地の産業・人口の集中に関する社会経済情勢の変化により、有効性が低下

○近郊緑地保全制度
・近郊整備地帯において良好な自然環境を有する緑地を保全し、無秩序な市街地化を防止

※平成14年廃止
・既市街地の産業・人口の集中に関する社会経済情勢の変化により、有効性が低下

近郊緑地
保全計画

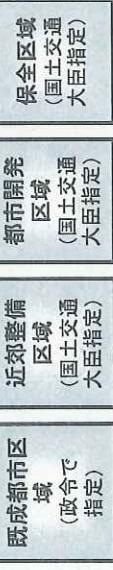
近郊緑地
特別保全地区

○近郊整備地帯・都市開発区域の整備にに関する特例
財政上の特別措置
・都県に対する起債の充当率のかさ上げ・利子補給
・市町村に対する負担率・補助率のかさ上げ

※平成19年度で適用期間停止
・制度の利用実績は低減しており、必要性が低下

近畿圏整備法(S38)

近畿圏整備計画(国土交通大臣決定)



○工場等制限制度
・既成都市区域内の工場等制限区域において、工場・大学等の新増設を制限し、既成都市区域への産業・人口の集中防護を図る

※平成14年廃止
・既成都市区域の産業・人口の集中に関する社会経済情勢の変化により、有効性が低下

○近郊整備区域・都市開発区域の整備にに関する特例
・工業団地造成事業の実施等

※平成14年廃止
・都市開発区域内における不均一課税の減収補填措置

○近郊緑地保全制度
・近郊区域における行為制限
・保全区域における近郊緑地の保全を進めること

近郊緑地
保全区域

近郊緑地
特別保全地区

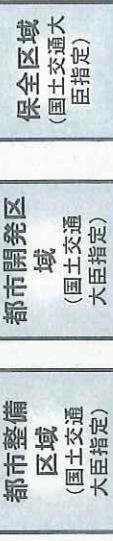
○近郊整備区域・都市開発区域の整備にに関する特例
財政上の特別措置
・都県に対する起債の充当率のかさ上げ・利子補給
・市町村に対する負担率・補助率のかさ上げ

※平成19年度で適用期間停止
・制度の利用実績は低減しており、必要性が低下

中部圏開発整備法(S41)

中部圏開発整備地方協議会
(関係県知事、政令指定都市の市長、これらの県市の議会議長等で組織)
●関係県の協議による開発整備計画案の作成に当たっての調査審議

中部圏開発整備計画(国土交通大臣決定)



○保全区域整備計画
・各区域ごとに知事作成、国土交通大臣協議

○都市整備区域・都市開発区域の整備計画
・各区域ごとに知事作成、国土交通大臣同意

○都市整備区域・都市開発区域の整備計画
・各区域毎に知事作成、国土交通大臣協議

○近郊整備区域建設計画
・各区域ごとに知事作成、国土交通大臣同意

○近郊整備区域の整備にに関する特例
・工業団地造成事業の実施等

○都市整備区域・都市開発区域の整備計画
・都県開発区域内における不均一課税の減収補填措置

○都市整備区域・都市開発区域の整備計画
・都県開発区域内における不均一課税の減収補填措置

※平成19年度で適用期間停止

・制度の利用実績は低減しており、必要性が低下

※平成19年度で適用期間停止
・制度の利用実績は低減しており、必要性が低下

○ 首都圏整備計画（基本計画）の策定経緯

項目	第1次基本計画	第2次基本計画	第3次基本計画	第4次基本計画	第5次基本計画 首都圏整備計画※
策定期	昭和33年7月	昭和43年10月（第1次計画の全部変更）	昭和51年11月	昭和61年6月	平成11年3月 平成18年9月※
計画期間	目標年 昭和50年	目標年 昭和50年	昭和51年度から昭和60年度	昭和61年度から概ね15か年間	平成27年度まで
策定された背景	経済の復興により人口・産業の東京への集中の対処。 政治・経済・文化の中心としてふさわしい首都圏建設の必要性。	経済の高度成長に伴う社会情勢の変化。 グリーンベルト構想の見直しと共に伴う近郊整備地帯の指定。	前計画の目標年次が昭和50年。 第1次オイルショック等による経済、社会情勢の変化。	自然増を中心とする緩やかな人口増加の定着や国際化、高齢化、情報化、技術革新の進展等の社会変化の大きな流れを踏まえ、21世紀に向けて策定。	成長の時代から成熟の時代への転換期における首都圏をとりまく諸状況の変化と、新しい全総の策定（平成10年3月）を踏まえて策定。
対象地域	東京都心からおおむね半径100kmの範囲	東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城、栃木、群馬、山梨の8都県	東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城、栃木、群馬、山梨の8都県	東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城、栃木、群馬、山梨の8都県	東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城、栃木、群馬、山梨の8都県
人口規模	対象地域全体ではすう勢人口（昭和50年で2,660万人）。 既成市街地で抑制し、市街地開発区域で吸収。	すう勢型。昭和50年の首都圏全体の人口予測3,310万人。	抑制型。首都圏全体として抑制し、昭和60年で3,800万人。 東京大都市地域は若干の社会減、周辺地域は適度な増加。	自然増を中心とした人口増の基調を踏まえつつ、社会増を縮小させ、首都圏全体として平成12年で4,090万人。	首都圏全体において2011年に4,190万人に達した後減少に転じ、平成27年（2015年）で4,180万人。
地域整備の方向	東京都区部を中心とする既成市街地の周囲にグリーンベルト（近郊地帯）を設定し、既存市街地の膨張を抑制。 市街地開発区域に多数の衛星都市を工業都市として開発し、人口及び産業の増大をここで吸収し定着を図る。	既成市街地については、中枢機能を分担する地域として都市機能を純化する方向で都市空間を再編成。 グリーンベルト（近郊地帯）に代わって、都心から半径50kmの地域を新たに近郊整備地帯として設定し、強い市街化のすう勢に対して、ここで計画的な市街地の展開を図り、緑地空間との調和ある共存を図る。	東京大都市地域については、東京都心への一極依存形態を逐次是正し、地震等の災害に対して、安全性の高い地域構造とするため、地域の中心性を有する核都市の育成に進め核都市等からなる多極構造の広域都市複合体として形成。 周辺地域について、従来の農業及び工業生産機能に加え、社会的、文化的機能の充実を図り、東京大都市地域への	東京大都市圏については、東京都区部とりわけ都心部への一極依存構造を是正し、業務核都市等を中心に自立都市圏を形成し、多核多圈域型の地域構造として再構築する。 周辺地域については、中核都市等を中心に諸機能の集積を促進するとともに、農山漁村地域等の整備を行い、地域相互の連携の強化と地域の自立性の向上を目指す。	東京中心部への一極依存構造から、首都圏の各地域が、拠点的な都市を中心に自立性が高い地域を形成し、相互の機能分担と連携、交流を行う「分散型ネットワーク構造」を目指す。 首都圏内外との広域的な連携の拠点となる業務核都市、関東北部地域等の中核都市圏を「広域連携拠点」として、育成整備。

※平成17年の首都圏整備法改正に基づき、基本計画と整備計画を首都圏整備計画に統合。

項目	第1次基本計画	第2次基本計画	第3次基本計画	第4次基本計画	第5次基本計画 首都圏整備計画
向 域 (つづき) 整 備 の 方		周辺の都市開発区域においては、引き続き衛星都市の開発を推進。	通勤に依存しない大都市近郊外郭地域として形成。		東京都市圏においては、東京中心と近郊地域において適切な役割分担と連携の下、都市機能の再配置を進めることとする。東京中心部では、都心居住等都市空間の再編整備を推進。近郊地域では、拠点間の機能分担と連携・交流により「環状拠点都市群」を形成。
諸 機 能 の 展 開	東京都区部において、工場、大学等の新増設を制限し、分散困難な産業及び人口に限り増加を考慮。	中枢的機能は首都圏中心部で分担し、物的生産機能・流通機能は広く首都圏全域に展開し、これらと関連させて日常生活機能を適切に配置。	中枢機能についても選択的に分散を図ることとしてその方策を検討するとともに、東京大都市地域内においては、広く多核的に配置。 大学等について、首都圏への集中を極力抑制し、東京都区部から既成市街地以外の地域へ分散。 工業について、首都圏全体として著しい拡大を避け、東京大都市地域からの分散を積極的に推進。	全国的な適正配置を図る観点から、諸機能の選択的分散等を推進。 東京大都市圏においては、業務管理機能、国際交流機能等を多角的に展開。工業、大学等は規模の著しい拡大を避ける。大都市の知識・情報の集積に依存する新しい産業や研究開発機能を展開。 周辺地域においては、工業、農林水産機能の展開のほか、業務管理、国際交流、高等教育機能等の集積の促進。	関東北部・東部、内陸西部地域では、秩序ある土地利用を守りつつ拠点を育成、環状方向に地域の連携を図り「首都圏における大環状連携軸」を形成。
その他の整備		首都圏の地域構造の変革を図るために大規模事業を特記。 (高速道路網、高速鉄道網、大規模住宅市街地、大規模水源開発)	豊かな地域社会の形成を図ることとする。 地震時の災害への対応を、地域整備上最も基礎的な条件として重視。	交流を推進するための交通通信体系の整備。 東京中心部に存在する一部政府機関の移転再配置を検討・推進。	将来像実現のための施策として ①我が国の活力創出に資する自由な活動の場の整備 ②個人主体の多様な活動の展開を可能とする社会の実現 ③環境と共生する首都圏の実現 ④安全、快適で質の高い生活環境を備えた地域の形成 ⑤将来の世代に引き継ぐ資産としての首都圏の創造を提示。
備考	昭和37年8月に人口規模の改訂。(2,820万人)				

○ 近畿圏整備計画の策定経緯（第1次～第5次）

項目	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次
策定期	昭和40年5月	昭和46年7月 (第1次計画の全面変更)	昭和53年11月 (第2次計画の全面変更)	昭和63年2月 (第3次計画の全面変更)	平成12年3月 (第4次計画の全面変更)
計画期間	昭和40年度 ～昭和55年度	昭和46年度 ～昭和60年度	昭和53年度より、 おおむね10年間	昭和62年度より、 おおむね15年間	平成12年度より、 おおむね15年間
策定された背景	<ul style="list-style-type: none"> ○産業・人口の集中に伴う交通難、住宅難等の弊害 ○京阪神地域とそれ以外の地域との経済発展の格差拡大 ○京阪神地域の市街地の無秩序な拡大に伴う広域的な総合調整の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ○過密・過疎現象の深刻化 ○社会資本整備の立ち遅れ ○公害問題の顕在化 ○新全国総合開発計画の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○人口動向の変化 ○経済成長の鈍化 ○国際化・情報化への対応の立ち遅れ ○第三次全国総合開発計画の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○内需中心の安定経済成長への移行 ○価値観の多様化、個性化 ○近畿圏の相対的地位の低下 ○近畿圏の新たな発展に対する機運の盛り上がり ○第四次全国総合開発計画の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○大都市の産業活力・中枢性の低下 ○南北近畿の活力の低下 ○防災への意識の高まり ○全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」の決定
対象地域	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の8府県	同左	同左	同左	同左
人口規模	昭和55年度 : 2180万人 (参考) 昭和35年 : 1630万人	昭和60年度 : 2450～2500万人 (参考) 昭和45年 : 1969万人	昭和60年度 : 2380万人 (参考) 昭和50年 : 2123万人	平成12年度 : 2440万人 (参考) 昭和60年 : 2265万人	平成27年度 : 2344万人 (参考) 平成7年 : 2330万人
整備の基本方針	<p>人口及び諸資源の適正な配分並びに産業の適正な配置による都市の過密化の防止と地域格差の是正を通じて、近畿圏経済の均衡ある発展と住民福祉の向上を図る。</p> <p>①産業の発展 ②産業構造の高度化 ③産業間の所得格差の是正 ④地域格差の是正</p>	<p>計画性ある土地利用を前提として、住民生活の向上と生活環境の改善を図り、地域の特性を最大限に發揮させながら、均衡のとれた圏域としての発展を目指す。</p> <p>①生活環境施設の整備 ②文化財及び自然の保護 ③都市機能の充実、新産業への転換 ④交通通信ネットワークの確立</p>	<p>中枢機能の東京一点集中傾向を改革し、首都圏と並ぶ全国的・国際的活動の場であると同時に西日本の経済、教育、文化のセンターとしての機能を担うにふさわしい近畿圏の整備を図る。</p> <p>①定住のための総合環境整備 ②一體的な圏域構造づくり ③歴史と風土に根ざした近畿圏の整備 ④自然と人間の諸活動との調和 ⑤国際化・情報化に対応した地域の基盤整備</p>	<p>首都圏と並ぶ独自の全国的、世界的中枢機能を担う圏域整備を進め、創造的で個性あふれる自由な活動が展開される社会の実現を図ることにより、新しい近畿の創生を目指す。</p> <p>①多極分散型国土構造の先導 ②国際経済文化圏の形成 ③多核連携型圏域構造の形成 ④活力ある新社会の実現</p>	<p>歴史、学術等の近畿圏の有する優れた諸資源をいかし、安全でゆとりとくつろぎのある、「世界都市」とも呼ぶべき近畿圏の実現を目指す。</p> <p>○目標とする社会や生活の姿 ①強くしなやかな産業経済圏域の形成 ②内外から人々が集う交流・情報発信圏域の形成 ③文化・学術の中枢圏域の形成 ④歴史文化や自然と調和した安全で快適な生活空間の形成 ○目指すべき圏域構造=多核格子構造の形成</p>

○ 中部圏開発整備計画の策定経緯（第1次～第4次）

項目	第1次計画	第2次計画	第3次計画	第4次計画
策定時期	昭和43年6月	昭和53年12月 (第1次計画の全面変更)	昭和63年7月 (第2次計画の全面変更)	平成12年3月 (第3次計画の全面変更)
計画期間	昭和43年度から60年度	昭和53年度からおおむね10箇年間	昭和63年度からおおむね15箇年間	平成12年度からおおむね15箇年間
変更された背景	<ul style="list-style-type: none"> 太平洋側地域と内陸地域を含む日本海側地域の一体的発展 首都圏、近畿圏への産業、人口の過度集中是正 	<ul style="list-style-type: none"> 第1次オイルショック等による経済、社会情勢の変化 第三次全国総合開発計画の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 中部圏の高次の諸機能集積の立ち遅れ 第四次全国総合開発計画の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 圏域内及び国内外における新たな連携・交流の進展 全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」の決定
対象地域	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県の9県	同左	同左	同左
人口規模	昭和60年 2,200万人 (昭和40年 1,650万人)	昭和60年 2,120万人 (昭和50年 1,864万人)	平成12年 2,190万人 (昭和60年 2,019万人)	平成27年 2,162万人 (平成7年 2,116万人)
開発整備の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 地域間格差問題、過密問題及び過疎問題に対処する。 我が国で屈指の成長力の高い地域にふさわしい産業基盤の整備を促進する。 <p>①交通通信施設の整備 ②都市と農山漁村との調和のとれた地域社会の形成 ③土地、水資源の計画的開発と合理配分及び観光開発の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国土利用の偏在を是正する。 それぞれの地域の社会的、経済的な基盤をいかし、その相互の連帶により圏域の均衡ある発展を図る。 <p>①一體的な圏域づくり ②自然と調和のとれた人間居住 ③定住のための総合的居住環境の整備 ④地域社会の安定のための産業の振興 ⑤全国的、国際的機能の強化と基盤施設の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高次の諸機能を育成し、主体的な地域づくりを推進し、中枢性を向上させる。 多様性に富みまとまりのある圏域を形成する。 <p>①創造性に富む産業と技術の中枢的圏域の形成 ②多様で活発な交流の場の形成 ③自然を生かした美しく安全な圏域の形成 ④豊かで快適な居住環境の形成 ⑤多極連携型圏域構造の形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> 多軸型国土形成に向けての新しい流れを創出するとともに、グローバルネットワークの一翼を担う圏域を形成する。 <p>○目標とする社会や生活の姿 ①世界に開かれた圏域の実現 ②国際的産業・技術の創造圏域の形成 ③「美しい中部圏」の創造 ④誰もが暮らしやすい圏域の実現</p> <p>○目指すべき圏域構造=世界に開かれた多軸連結構造</p>